

## 提出書類

### 1 事前相談時・提案書提出時

- 現況平面図、断面図、写真
- 改善計画平面図、断面図
- 土地登記事項証明書(写)
- 公図(写)
- 横浜市減災対策工事助成金提案書(第17号様式)

### 2 交付申請時

- 崖地減災対策工事助成金交付申請書(第1号様式)
- 委任状(第18号様式)
- 土地使用承諾書(第2号様式)
- 土地登記事項証明書(写)
- 公図(写)(当該崖地の位置を明示したもの)
- 案内図、現況図、改善計画図、構造図、構造詳細図、展開図、求積計算表
- 誓約書(第3号様式)
- 工事費見積書(2社以上)
- 集会の議事録
- 横浜市減災対策工事助成金提案書(第17号様式)
- 現況の崖などの状況のわかる写真
- その他市長が必要と認める図書

### 3 工事契約後

- 着手届(第6号様式)
- 契約書(写)

### 4 交付決定後に変更が生じる場合

- 変更前にあらかじめ担当者へご相談下さい。
- 崖地減災対策工事助成金交付申請書(変更)(第7号様式)
- その他変更内容がわかる書類

### 5 工事完了後

- 完了報告書(第12号様式)
- 工事写真
- 領収書(写)
- ※被災対象家屋が新築住宅の場合、新築住宅の建築工事請負契約書(写)を添付

- 交付決定後に内容変更があった場合は
- 下記書類も必要です。

- 変更後の契約書(写)

### 6 助成金請求時

- 崖地減災対策工事助成金交付請求書(第14号様式)
- 申請者が複数名の場合、下記書類も必要です。
- 委任状(助成金受領用)(第15号様式)

# 崖地減災対策工事助成金制度

## - 制度のご案内 -

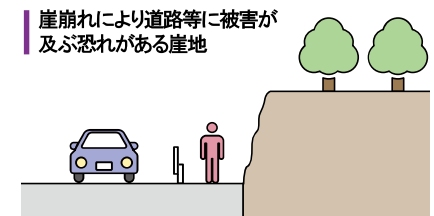
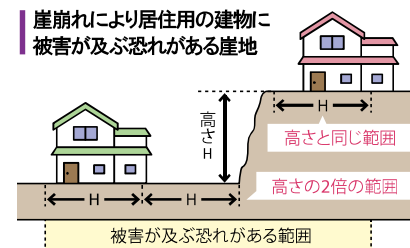
法面保護工事  
擁壁補強工事  
等

自然崖や作業スペースの不足等により、擁壁築造等の  
防災工事が難しい場合、崖崩れによる被害を  
軽減させるために擁壁の補強や崖地の保護等の対策工事をしましょう。



## 対象となる崖地 ※次の全てを満たす必要があります。

- 1 「自然崖」や「擁壁などの人工崖」
- 2 地盤面からの高さが2mを超えるもの、又は道路等に被害が及ぶ恐れがある崖地においては、道路面からの高さが上方1m又は下方2mを超えるもので、傾斜角度が30°以上
- 3 崖崩れにより居住用の建物又は道路等に被害が及ぶ恐れがある



## Q&A

### Q1. 「営利を目的としない個人」とは、具体的に誰が該当するの？

→自己居住用住宅として、土地利用をしている方が該当します。賃貸物件等は対象外です。

### Q3. 崖地の改善方法や安全性については調べてもらえるの？

→斜面や擁壁についてご不安がある場合や、詳細に調べたい場合は専門家に相談することが有効です。横浜市では、各専門家団体と協力体制をつくり、相談可能な民間の窓口を紹介しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyahabetsu/kenchiku/bosai/gake/senmonkasoudan.html>



### Q2. 検査はあるの？

→助成金を交付するための検査があります。申請図書と工事の完了状況が同じことを、建築防災課で確認します。

### Q4. 横浜市から工事業者を紹介してもらえるの？

→市から工事業者を紹介することは出来ません。工事内容に合わせ、適切な業者をお調べいただくようお願いいたします(建築業者、土木業者、擁壁の工事業者、各事業の協会等)。

# 崖地減災対策工事助成金制度の概要

## 申請者

- 申請者は、**営利を目的としない個人又は法人**に限ります。
- 申請者は、崖地の所有者・占有者等、又は崖が崩れた場合、被害を受ける隣接土地の所有者・占有者等に限ります。

## 助成額

- 助成対象となる**工事費\*1の2分の1以内**
  - 市で定めた単価**により算出した金額\*2(下線を引いた工法のみ)
  - 限度額は、下記の工法ごとに定めた額(100万円又は50万円)**
- いずれか少ない額  
\*1工法を組み合わせた場合は、それぞれの工法の額を比較し、大きい額の工法の限度を適用します。

〈※1 助成対象となる工事費〉

擁壁工事費	解体除去費	伐採費	設計費	その他
----- 助成対象となる工事費 -----			設計費等は対象になりません。	

〈※2 市で定めた単価により算出した金額〉  
**擁壁等の垂直投影面積(m<sup>2</sup>) × 年度ごとに市で定めた単価**

## 助成の対象となる工事

※次の全てを満たす必要があります。

- 建築基準法及び宅地造成等規制法の手続きを要さない工事
- 崖地の高さ及び位置が変わらない工事(新設階段や駐輪・駐車場に供する部分は対象外)

種類	工法	上限金額
擁壁築造工事	間知擁壁、RC擁壁等	100万円
切土・盛土工事	切土工・盛土工	100万円
法面保護工事	法枠工、モルタル・コンクリート吹付工	100万円
落石対策工事	落石防護柵工、落石防護網工	50万円
待ち受け擁壁工事	待ち受け擁壁工	100万円
	H型鋼コンクリート防護柵工	50万円
地滑り防止工事	抑止杭工、鉄筋挿入工	100万円
	地下水排除工	50万円
擁壁補強工事	法枠工、アースアンカー工、鉄筋挿入工	100万円
	落石防護網工、金網補強工、平鋼補強工、地下水排除工	50万円
増し積み部分の撤去工事	増し積み部分の撤去工	100万円
	既存擁壁への金網補強工、平鋼補強工(撤去困難な場合のみ)	50万円

※上記の工法以外についても補助金交付の対象となる場合があります。

## 対象工事の事例



## 制度利用上の注意点

- 申請前に**事前相談**を行ってください。
- 交付決定前に工事契約\*3又は、工事に着工したものは助成金制度の利用はできません。**
- 助成金の対象工事は、**市内に本社のある事業者**に施工していただく必要があります。
- 交付決定を受けた年度の2月末日までに完了報告書を提出してください。**
- 完了報告書の提出までに、**工事費用全額の支払いが必要**となります。
- 分譲マンション等の区分所有地においては、**集会における議決が必要**となります。
- 土地を共有で所有している場合においては**全員の承諾が必要**となります。
- 各種手続きの際には、**公的機関が発行した身分証明書等の提示が必要**です。

条件を満たさない場合には助成金の交付は受けられません

〈※3 工事契約〉

※助成対象となる工事費についての契約であり、設計契約等は含みません。

## 要綱等

交付要綱や様式はホームページに掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/gake/gensai.html>



## 手続きの流れ

